

五十四 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4 .....</p> <p>.....<u>法第37条第5項</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>15-2-7 <b>削 除</b></p>          <p>(賞与引当金勘定への繰入額の配賦)</p> <p>15-2-8 <u>公益法人等又は人格のない社団等が収益事業及び収益事業以外の事業の双方にわたってその業務に従事する使用人を対象として賞与引当金勘定への繰入れを行う場合には、これらの事業の全部が収益事業であるものとして損金の額に算入される賞与引当金勘定への繰入額を計算し、これを当該事業年度の人件費の額の比その他合理的な基準によりあん分して収益事業に</u></p>	<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4 .....</p> <p>.....<u>法第37条第4項</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p><u>(退職給与引当金勘定への繰入額等の配賦)</u></p> <p>15-2-7 <u>公益法人等又は人格のない社団等が収益事業及び収益事業以外の事業の双方にわたってその業務に従事する使用人を対象として退職給与引当金勘定への繰入れを行う場合には、これらの事業の全部が収益事業であるものとして損金の額に算入される退職給与引当金勘定への繰入額を計算し、これを当該事業年度の人件費の額の比その他合理的な基準によりあん分して収益事業に係る損金算入額を計算するものとする。</u></p> <p><u>使用人の退職に伴い令第 107条第 2 項第 1 号《使用人の退職の場合の退職給与引当金勘定の取崩し》の規定により退職給与引当金勘定の金額の取崩しを行う場合におけるその取り崩すべき金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(賞与引当金勘定への繰入額の配賦)</p> <p>15-2-8 <u>15-2-7 の前段の取扱いは、賞与引当金勘定への繰入額を収益事業に係る費用として配賦する場合について準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>係る損金算入額を計算するものとする。</b></p> <p>(低廉譲渡等)</p> <p>15-2-9 .....</p> <p>.....<b>法第37条第8項</b>.....</p>	<p>(低廉譲渡等)</p> <p>15-2-9 .....</p> <p>.....<b>法第37条第7項</b>.....</p>

五十五 同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>(賞与を受ける者ごとに債務の確定していない賞与の処分)</p> <p>16-1-4 .....</p> <p>.....、当該事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下16-1-4において同じ。) において.....</p> <p>(還付金額が所得等の金額に算入される時期)</p> <p>16-1-5 <b>法第67条《同族会社の特別税率》の規定を適用する場合において、<u>法第78条若しくは法第81条の29《所得税額等の還付》の規定による所得税額等の還付金額又は法第80条若しくは法第81条の31《欠損金の繰戻しによる還付等》の規定による法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</u></b></p> <p>(注) 所得税額等の還付金額で、確定申告によるものはその確定申告書又は連結確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額</p>	<p>(賞与を受ける者ごとに債務の確定していない賞与の処分)</p> <p>16-1-4 .....</p> <p>.....、当該事業年度後の事業年度において.....</p> <p>(還付金額が所得等の金額に算入される時期)</p> <p>16-1-5 <b>法第67条《同族会社の特別税率》の規定を適用する場合において、<u>法第79条《所得税額等の還付》の規定による所得税額等の還付金額又は法第81条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定による法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</u></b></p> <p>(注) 所得税額等の還付金額で、確定申告によるものはその確定申告書提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p>

が確定する。

(期末利益積立金額)

16-1-6 .....

.....当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得、社員の退社若しくは脱退又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより.....

(期末利益積立金額)

16-1-6 .....

.....当該事業年度前の各事業年度において.....合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退があったことにより.....

#### 五十六 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(支払請求に基づき支払った所得税の控除)</p> <p>16-2-3 .....</p> <p>.....その控除又は支払をした日の属する事業年度又は連結事業年度において法第68条又は第81条の14《<u>連結事業年度における所得税額の控除</u>》の規定を適用する。</p> <p>(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16-2-6 .....</p> <p>.....振替口座簿に記載又は記録された公社債.....、かつ、記載又は記録されたもの.....</p> <p>(1) 当該公社債の記載又は記録が.....</p> <p>(2) 当該公社債の記載又は記録が.....</p> <p>イ .....その記載又は記録がされた日.....</p>	<p>(支払請求に基づき支払った所得税の控除)</p> <p>16-2-3 .....</p> <p>.....その控除又は支払をした日の属する事業年度において、法第68条の規定を適用する。</p> <p>(利子計算期間の途中で登録をした公社債に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16-2-6 .....</p> <p>.....登録した公社債.....、かつ、登録されたもの...</p> <p>(1) 当該公社債の登録が.....</p> <p>(2) 当該公社債の登録が.....</p> <p>イ .....その登録をした日.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>□ .....その記載又は記録がされた日.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(公益法人等の公社債等に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16-2-6の2 .....</p> <p>(1) .....振替口座簿に記載若しくは記録され又は保管の委託をした.....、かつ、<b>記載若しくは記録又は保管の委託がされたもの</b></p> <p>(2) .....</p> <p>(記載又は記録をされた公社債等がある場合の控除所得税額の簡便計算)</p> <p>16-2-9 公債及び社債の利子並びに投資信託及び特定目的信託の..... .....公債若しくは社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益証券..... .....<b>振替口座簿に記載若しくは記録をされたもの又は登録若しくは保管の委託をしたもの</b>.....その記載若しくは記録をされ又は登録若しくは保管の委託をした公債若しくは社債又は投資信託若しくは特定目的信託.....</p> <p>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の所有期間)</p> <p>16-2-10 法人が、<b>新株予約権付社債(利益の配当につき商法第341条ノ3第1項の規定によりその行使があった日の属する発行人に係る事業年度の直前の事業年度終了の日に新株の発行があったものとみなすこととしているものに限る。)</b>に係る新株予約権の行使により株式を取得した場合において、その行使をした日の属する当該発行人の事業年度に係る利益の配当について課された所得税の額につき法第68条《所得税額の控除》の適用を受け</p>	<p>□ .....その登録をした日.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(公益法人等の公社債等に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16-2-6の2 .....</p> <p>(1) .....<b>保管の委託又は登録をした</b>.....、かつ、<b>保管の委託又は登録がされたもの</b></p> <p>(2) .....</p> <p>(登録をした公社債等がある場合の控除所得税額の簡便計算)</p> <p>16-2-9 公債及び社債の利子並びに証券投資信託の.....公債若しくは社債又は証券投資信託の受益証券.....<b>登録又は保管の委託をしたもの</b>.....その登録又は保管の委託をした公債若しくは社債又は証券投資信託.....</p> <p>(転換社債の転換により取得した株式の所有期間)</p> <p>16-2-10 法人が、<b>転換社債(利益の配当につき商法第222条ノ6ただし書の規定により転換の請求があった日の属する発行人に係る事業年度の直前の事業年度終了の日に転換があったものとみなすこととしているものに限る。)</b>の転換を請求して株式を取得した場合において、その転換の請求をした日の属する当該発行人の事業年度に係る利益の配当について課された所得税の額につき法第68条《所得税額の控除》の適用を受けるときは、その転換</p>

るときは、その新株の発行があったものとみなされた日（その日が当該新株予約権付社債の取得の日前である場合には、その取得の日）からその行使により取得した株式を所有していたものとして令第 140 条の 2 《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する。

16-2-10の2 削 除

があったものとみなされた日（その日が当該転換社債の取得の日前である場合には、その取得の日）からその転換により取得した株式を所有していたものとして令第 140 条の 2 《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する。

(新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により取得した株式の所有期間)

16-2-10の2 16-2-10は、新株引受権付社債（当該新株引受権付社債の発行法人が利益の配当につき商法第 341 条ノ 8 第 2 項第 7 号の規定によりその払込みがあった日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日に払込みがあったものとみなすこととしているものに限る。）に係る新株引受権の行使により株式を取得した場合における令第 140 条の 2 《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定の適用について準用する。

五十七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>同条第18項</u>.....</p> <p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>同条第15項</u>.....</p> <p><u>(最も古い事業年度の判定)</u></p> <p>16-3-3の2 <u>繰越控除限度額（法第69条第2項に規定する繰越控除限度額をいう。以下16-3-3の2において同じ。）を有する法人が、同条第4項の規定の適用を受ける場合の繰越控除限度額の計算において、令第 144 条第 1 項の「最も古い事業年度」がいずれの事業年度であるかについては、次に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16-3-4 .....  .....マレーシア.....</p> <p>(注) .....<b>法第69条第8項</b>.....</p> <p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16-3-7 .....</p> <p>(注) 国外の者から支払を受ける配当等の額につき本文の取扱いを適用する場</p>	<p><u>掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事業年度とする。</u></p> <p>(1) <u>控除限度額の生じた当該法人の前3年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が当該被合併法人等の法第69条第4項の規定によりその含まれるものとされた控除限度額の生じた被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)の各事業年度のうち最も古い事業年度の終了の日より早い日である場合 当該法人の当該前3年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度</u></p> <p>(2) <u>控除限度額の生じた当該法人の前3年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が当該被合併法人等の法第69条第4項の規定によりその含まれるものとされた控除限度額の生じた被合併法人等の各事業年度のうち最も古い事業年度の終了の日より遅い日である場合 当該被合併法人等の当該各事業年度のうち最も古い事業年度</u></p> <p>(注) <u>同条第3項に規定する繰越控除対象外国法人税額の計算につき同条第4項の規定の適用を受ける場合においても同様とする。</u></p> <p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16-3-4 .....  .....マレイシア.....</p> <p>(注) .....<b>法第69条第7項</b>.....</p> <p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16-3-7 .....</p> <p>(注) 国外の者から支払を受ける配当等の額につき本文の取扱いを適用する場</p>

合には、同条第8項《外国税額の間接控除》の規定（法第81条の15第8項《連結事業年度における外国税額の間接控除》の規定を含む。）の適用年度もその配当等の額を収益として計上することとなる日の属する事業年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）となることに留意する。

（負債利子の配賦）

16-3-13 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(注)1 .....

2 算式の「当該事業年度の直前事業年度」が、連結事業年度に該当する場合には「当該事業年度の直前連結事業年度」と読み替えて計算を行う。

3 .....

.....同号亦に規定する連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を加算した金額による。

4 .....

（引当金の繰入額等の配賦）

16-3-15 .....

(1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するもの（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。以下16-3-15において同じ。）の額に係る部分の金額とし、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事

合には、同条第7項《外国税額の間接控除》の規定の適用年度もその配当等の額を収益として計上することとなる日の属する事業年度以後の事業年度となることに留意する。

（負債利子の配賦）

16-3-13 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(注)1 .....

2 .....

.....同項に規定する特定利子の元本たる負債の額に相当する金額を加算した金額による。

3 .....

（引当金の繰入額等の配賦）

16-3-15 .....

(1) 貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するもの（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。）の額の比による。

改 正 後	改 正 前
<p>業所等に属するものの額の比により計算した金額とする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(2) 海外投資等損失準備金の積立額は、国外事業所等に属する特定株式等（措置法第55条第1項《海外投資等損失準備金》に規定する特定株式等をいう。）について積み立てた金額とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる引当金又は準備金.....</p> <p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>16-3-16 当該事業年度前の各事業年度においてその繰入額又は積立額を国外所得金額の計算上損金の額に算入した引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうちその繰入れをし、又は積み立てをした事業年度において国外所得金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額を当該取崩し等に係る事業年度の国外所得金額計算上の益金の額とするのであるから、留意する。</p>	<p>(注) .....</p> <p>(2) <u>退職給与引当金勘定への繰入額は、当該事業年度における退職給与の要支給額の増加額（令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》に掲げる金額をいう。）のうち当該事業年度終了の時（法第54条第4項《期中退職給与引当金》の規定による繰入額にあっては、分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時）において国外事業所等に勤務する使用人に係る部分の額の比による。</u></p> <p>(3) 海外投資等損失準備金の積立額は、国外事業所等に属する特定株式等又は特定海外債権（措置法第55条第1項又は同法第55条の2第1項《海外投資等損失準備金》に規定する特定株式等又は特定海外債権をいう。）について積み立てた金額を国外所得金額計算上の損金の額とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる引当金又は準備金.....</p> <p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>16-3-16 当該事業年度前の各事業年度においてその繰入額又は積立額を国外所得金額の計算上損金の額に算入した引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうちその繰入れをし、又は積み立てをした事業年度において国外所得金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額を当該取崩し等に係る事業年度の国外所得金額計算上の益金の額とするのであるが、使用人が退職した場合の退職給与引当金の金額の取崩しによる益金算入額については、<u>当該事業年度の国外所得金額の計算上損金の額に算入する退職給与の額の比により計算した金額を当該事業年度の国外所得金額計算上の益金の額とするものとする。</u></p>



(注)1 当該事業年度において適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積み立てをした事業年度の国外所得金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額についても、同様とする。

2 本文の「当該事業年度前の各事業年度」並びに本文及び1の「その繰入れをし、又は積み立てをした事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。この場合の「国外所得金額」は、令第155条の28第3項《連結国外所得金額の計算》に規定する連結国外所得金額とする。

(評価損等の配賦)

16-3-17 .....

(1) .....

(2) .....

(3) 国外事業所等に係る時価評価資産（法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産をいう。）について同項又は法第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う時価評価損益》の規定の適用により生じた評価損又は評価益

(4) .....

(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)

16-3-19 .....法第37条第2項又は第3項.....

.....

(注) 当該事業年度において適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積み立てをした事業年度の国外所得金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額について、本文前段の取扱いを適用するのであるから、留意する。

(評価損等の配賦)

16-3-17 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)

16-3-19 .....法第37条第2項.....

.....

改 正 後	改 正 前
<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20 <u>当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において法第69条第1項から第5項まで《外国税額の控除》の規定(法第81条の15第1項から第5項まで《連結事業年度における外国税額の控除》の規定を含む。)の適用の対象とした外国法人税の額(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に基因して納付した外国法人税の額のうちこれらの規定の適用の対象としたものを含む。)の全部又は一部が法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、.....法第69条第10項の規定を適用する。</u></p>	<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20 <u>当該事業年度前の事業年度において法第69条第1項から第4項まで《外国税額の控除》の規定の適用の対象とした外国法人税の額(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に基因して納付した外国法人税の額のうち当該規定の適用の対象としたものを含む。)の全部又は一部が法第81条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、.....法第69条第8項の規定を適用する。</u></p>
<p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 .....16-3-22 <u>《外国法人税額の高率負担部分の判定》.....、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して予定納付等をした外国法人税のうち同項又は法第81条の15第1項《外国税額の控除等》の規定を適用したもの.....法第69条第1項の規定の適用を受けるときは、.....</u></p> <p>(注) .....</p>	<p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 .....16-3-22.....、<u>当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して予定納付等をした外国法人税のうち当該規定を適用したもの.....同項の規定の適用を受けるときは、.....</u></p> <p>(注) .....</p>
<p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 <u>令第142条の3第2項第1号《利子等に係る外国法人税の額のうち控除対象外国法人税の額とされないもの》及び規則第29条第1項第1号</u></p>	<p>(新 設)</p>

《控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等》に規定する当該資産の譲渡の直前の帳簿価額は、当該資産の譲渡が令第9条の2第1項第1号《連結法人株式の帳簿価額修正》の他の連結法人の株式の譲渡に該当するときには、令第119条の3第3項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》又は第119条の4第1項《評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例》の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。

(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)

16-3-25 令第142条の3第2項第1号《利子等に係る外国法人税の額のうち控除対象外国法人税の額とされないもの》の譲渡に係る収入金額とみなされる金額の計算上、法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》の規定の適用がある有価証券又は固定資産の譲渡に係る譲渡損益調整額は、影響しないことに留意する。

規則第29条第1項第1号《控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等》の計算についても、同様とする。

(注) 譲渡損益調整額とは、12の4-1-1の(注)《譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義》に定める譲渡損益調整額をいう。

(外国法人税額に増額等があった場合)

16-3-26 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第5項まで《外国税額の控除》の規定(法第81条の15第1項から第5項まで《連結事業年度における外国税額の控除》の規定を含む。)の適用を受けた場合(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあつては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して納付

(新設)

(外国法人税額に増額等があった場合)

16-3-24 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第4項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあつては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して納付した外国法人税の額につき当該規定の適用を受けた場合を含む。)において、その適用を受けた事

改 正 後	改 正 前
<p>した外国法人税の額につきこれらの規定の適用を受けた場合を含む。)において、その適用を受けた事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、<u>法第69条第1項から第3項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて同条第1項に規定する控除対象外国法人税の額</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p><u>16-3-27</u> .....</p> <p>(外国法人税の額から控除されるもの)</p> <p><u>16-3-28</u> .....</p> <p>.....<u>16-3-28</u>.....</p> <p>(事業の区分)</p> <p><u>16-3-29</u> .....</p> <p>(注) <u>日本標準産業分類の「大分類K金融・保険業」の「中分類67保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)」のうち「673共済事業」を営む法人は、</u>.....</p> <p>(所得率等が変動した場合の取扱い)</p>	<p>業年度後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、<u>同条第1項から第3項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額</u> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p><u>16-3-25</u> .....</p> <p>(外国法人税の額から控除されるもの)</p> <p><u>16-3-26</u> .....</p> <p>.....<u>16-3-26</u>.....</p> <p>(事業の区分)</p> <p><u>16-3-27</u> .....</p> <p>(注) <u>日本標準産業分類の「大分類J金融・保険業」の「中分類69保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)」のうち「693共済事業」を営む法人は、</u>.....</p> <p>(所得率等が変動した場合の取扱い)</p>

16-3-30 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度（以下16-3-30において「適用事業年度」という。）に係る所得率又は利子収入割合について異動が生じたこと等により当該外国法人税の額に係る控除対象外国法人税額に異動が生じたとき（16-3-26の適用がある場合を除く。）は、当該適用事業年度において当該外国法人税の額につき、その異動後の控除対象外国法人税額に基づいて法第69条の規定を適用することに留意する。

(注)1 内国法人が外国法人税の額につき法第81条の15第1項から第3項まで《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度に係る所得率又は利子収入割合について異動が生じたこと等により個別控除対象外国法人税額（法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。）に異動が生じたときの異動後の個別控除対象外国法人税額についても、同様とする。

2 本文及び1の所得率とは令第142条の3第2項《利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの》又は第155条の27第2項《利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する所得率をいい（以下16-3-32までにおいて同じ。）、利子収入割合とは令第142条の3第2項第4号かっこ書又は第155条の27第2項第4号かっこ書に規定する割合をいう。

（総収入金額）

16-3-31 所得率の計算の基礎となる令第142条の3第2項第1号《利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する納付事業年度

16-3-28 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度（以下16-3-28において「適用事業年度」という。）に係る所得率（令第142条の3第2項《利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する所得率をいう。以下16-3-30までにおいて同じ。）又は同項第4号かっこ書《利子収入割合》に規定する割合について異動が生じたこと等により当該外国法人税の額に係る控除対象外国法人税額に異動が生じたとき（16-3-24の適用がある場合を除く。）は、当該適用事業年度において当該外国法人税の額につき、その異動後の控除対象外国法人税額に基づいて法第69条《外国税額の控除》の規定を適用することに留意する。

（総収入金額）

16-3-29 所得率の計算の基礎となる令第142条の3第2項第1号《利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する納付事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>及び前2年内事業年度の総収入金額（以下16-3-32において「総収入金額」という。）とは、令第142条の3第2項及び規則第29条第1項若しくは第2項《控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等》並びにこの節において別段の定めのあるものを除き、当該納付事業年度及び前2年内事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>（内部取引による益金の額の収入金額からの除外）</p> <p>16-3-32 .....</p> <p>（資産の売却に係る収入金額）</p> <p>16-3-33 .....</p> <p>.....16-3-33.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p style="text-align: center;">（廃 止）</p>	<p>及び当該納付事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度（以下16-3-29において「直近3年以内の各事業年度」という。）の総収入金額（以下16-3-30において「総収入金額」という。）とは、令第142条の3第2項及び規則第29条第1項若しくは第2項《控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等》並びにこの節において別段の定めのあるものを除き、直近3年以内の各事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>（内部取引による益金の額の収入金額からの除外）</p> <p>16-3-30 .....</p> <p>（資産の売却に係る収入金額）</p> <p>16-3-31 .....</p> <p>.....16-3-31.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>（資産の取得価額）</p>

(棚卸資産の販売による収入金額)

16-3-34 .....

(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)

16-3-35 .....

(配当等に含まれるもの)

16-3-36 法第69条第8項.....16-3-44.....

(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)

16-3-37 令第146条第1項《外国子会社の要件》の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続しているかどうかの判定において、同項第1号の内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人が当該配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上の期間(以下16-3-38において「株式保有期間」という。)継続して連結法人であったかどうかは問わないことに留意する。

(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)

16-3-38 内国法人(連結法人に限る。)に係る法第69条第8項《外国税額の間接控除》に規定する外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約によりその外国法人の同項に規定する発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式又は出資を除く。)に係る保有割合が軽減

16-3-32 令第142条の3第2項第1号《利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの》及び規則第29条第1項第1号《控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等》に規定する「資産の取得価額」とは、当該資産の売却直前の帳簿価額をいうのであるから留意する。

(棚卸資産の販売による収入金額)

16-3-33 .....

(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)

16-3-34 .....

(配当等に含まれるもの)

16-3-35 法第69条第7項.....16-3-40.....

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>されている相手国の外国法人である場合には、当該内国法人及び当該内国法人との間に連結完全支配関係を有する連結法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該内国法人が当該租税条約に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて有するときは、当該内国法人については同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(当該事業年度前の連結事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い)</u></p> <p><u>16-3-39 内国法人が、当該事業年度前の各連結事業年度(法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度のうちにおいて分割型分割を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度を含む。)において法第69条第8項又は第81条の15第8項《外国税額の間接控除等》に規定する外国子会社から受けたこれらの規定に規定する配当等の額がある場合には、当該外国子会社の当該配当等の額に係る事業年度の所得に対して外国法人税が課された日において当該内国法人が当該外国子会社の発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式又は出資を除く。)の25%以上を保有していないときであっても、当該事業年度において法第69条第8項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</p> <p><u>16-3-40 法第69条第8項</u>.....(以下<u>16-3-41</u>までにおいて「外国子会社」という。).....(以下<u>16-3-40</u>において「本店所在地国」という。).....(以下<u>16-3-40</u>において「本店所在地国</p>	<p>(新設)</p> <p>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</p> <p><u>16-3-36 法第69条第7項</u>.....(以下この節において「外国子会社」という。).....(以下<u>16-3-36</u>において「本店所在地国」という。).....(以下<u>16-3-36</u>において「本店所在地国以外の国</p>



以外の国の外国法人税の額」という。)……………

(注) ……………

(配当等を受けることとなる日)

16-3-41 法第69条第8項…………… (以下16-3-42までにおいて「確定配当」という。)を受けることとなる日の属する事業年度以後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額を同項又は法第81条の15第8項《連結事業年度における外国税額の間接控除》に規定する配当等の額とし、かつ、当該中間配当に係る外国源泉税の額(令第147条第1項第1号口《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》に規定する外国源泉税の額をいう。以下16-3-41において同じ。)と当該確定配当に係る外国源泉税の額との合計額を法第69条第8項又は第81条の15第8項に規定する配当等の額に係る外国源泉税の額としてこれらの規定の適用を受けることとしているときは、これを認める。

(注)1 ……………

……………第69条第1項……………

2 本文ただし書の取扱いは、当該中間配当を受けた日の属する事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該中間配当の額につき法第81条の15第8項の規定を適用しなかった場合も、同様とする。

(中間配当があった場合の配当事業年度)

16-3-42 内国法人が当該事業年度において法第69条第8項《外国税額の間接控除》に規定する外国子会社から受ける中間配当の額につき同項の規定の適用を受ける場合又は当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において同項又は法第81条の

の外国法人税の額」という。)……………

(注) ……………

(配当等を受けることとなる日)

16-3-37 法第69条第7項…………… (以下16-3-38までにおいて「確定配当」という。)を受けることとなる日の属する事業年度以後の事業年度において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額を同項に規定する配当等の額とし、かつ、当該中間配当に係る外国源泉税の額(令第147条第1項第1号口《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》に規定する外国源泉税の額をいう。以下16-3-37において同じ。)と当該確定配当に係る外国源泉税の額との合計額を法第69条第7項に規定する配当等の額に係る外国源泉税の額として同項の規定の適用を受けることとしているときは、これを認める。

(注) ……………

……………同条第1項……………

(中間配当があった場合の配当事業年度)

16-3-38 内国法人が外国子会社から受ける中間配当の額と当該中間配当の額に係る当該外国子会社の事業年度の所得からされた確定配当の額につきそれぞれ事業年度を異にして法第69条第7項《外国税額の間接控除》の規定の適用を受ける場合における令第147条《外国子会社の配当等に係る外国法

改 正 後	改 正 前
<p><u>15第8項《連結事業年度における外国税額の間接控除》に規定する外国子会社から受けた中間配当の額につき法第69条第8項又は第81条の15第8項の規定の適用を受け、かつ、当該事業年度においてその中間配当の額に係る当該外国子会社の事業年度の所得からされた確定配当の額につき法第69条第8項の規定の適用を受ける場合における令第147条《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定の適用については、次のことは次による。</u></p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(配当等に充てることができる部分の金額)</p> <p><u>16-3-43</u> .....</p> <p>(みなし配当に係る配当事業年度)</p> <p><u>16-3-44</u> <u>内国法人が法第69条第8項《外国税額の間接控除》に規定する外国子会社(以下16-3-57までにおいて「外国子会社」という。)から.....</u></p> <p>.....</p> <p>(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)</p> <p><u>16-3-45</u> .....</p> <p>(間接控除における外国孫会社の判定)</p> <p><u>16-3-46</u> <u>内国法人(連結法人に限る。)が法第69条第8項《外国税額の間接控除》の規定を適用する場合において、外国法人が外国子会社に該当するかどうかの株式保有割合の判定は、当該内国法人及び当該内国法人との間に連</u></p>	<p>人税額の計算等》の規定の適用については、次のことは次による。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(配当等に充てることができる部分の金額)</p> <p><u>16-3-39</u> .....</p> <p>(みなし配当に係る配当事業年度)</p> <p><u>16-3-40</u> <u>内国法人が外国子会社から.....</u></p> <p>(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)</p> <p><u>16-3-41</u> .....</p> <p>(新 設)</p>

結完全支配関係がある連結法人が保有する当該外国法人の株式又は出資を合計した数又は金額（以下16-3-46において「株式等の合計数」という。）が、当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。以下16-3-46において「発行済株式等」という。）の25%以上であるかどうかにより行うのであるが、外国法人が同条第11項《外国孫会社に係る外国税額の間接控除》に規定する外国孫会社に該当するかどうかの判定は、当該内国法人及び当該連結法人が一の外国子会社を通じて間接に保有する当該外国法人の株式等の合計数が、当該外国法人の発行済株式等の25%以上であるかどうかにより行うのであるから留意する。

（外国孫会社の外国法人税の額）

16-3-47 16-3-40は、**法第69条第11項**.....

（外国孫会社から配当等の額を受ける日）

16-3-48 .....

（中間配当があった場合の外国孫会社の配当事業年度等）

16-3-49 16-3-42は、**外国子会社が外国孫会社（法第69条第11項《外国孫会社に係る外国税額の間接控除》**.....

（外国孫会社の配当等に充てることができる部分の金額）

16-3-50 16-3-43.....

（外国孫会社のみなし配当に係る配当事業年度）

16-3-51 .....

.....16-3-51.....

（外国孫会社の外国法人税の額）

16-3-42 16-3-36は、**法第69条第9項**.....

（外国孫会社から配当等の額を受ける日）

16-3-43 .....

（中間配当があった場合の外国孫会社の配当事業年度等）

16-3-44 16-3-38は、**外国子会社が外国孫会社（法第69条第9項**.....

.....

（外国孫会社の配当等に充てることができる部分の金額）

16-3-45 16-3-39.....

（外国孫会社のみなし配当に係る配当事業年度）

16-3-46 .....

.....16-3-46.....

改 正 後	改 正 前
(外国孫会社の配当の額に係る事業年度の所得の金額)	(外国孫会社の配当の額に係る事業年度の所得の金額)
16-3-52 16-3-45.....	16-3-47 16-3-41.....
(外国法人税の換算)	(外国法人税の換算)
16-3-53 .....	16-3-48 .....
.....16-3-53.....	.....16-3-48.....
(1) .....	(1) .....
イ .....	イ .....
..... 2以上の事業年度(それら事業年度のうち連結事業年度	..... 2以上の事業年度にわたって.....
に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)にわたって.....	
.....	
□ .....16-3-53.....	□ .....16-3-48.....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
イ .....	イ .....
□ .....	□ .....
.....16-3-55.....	.....16-3-50.....
(注) .....	(注) .....
(5) .....	(5) .....
(外国孫会社の外国法人税の換算)	(外国孫会社の外国法人税の換算)
16-3-54 .....	16-3-49 .....
..... <b>法第69条第11項</b> .....16-3-56.....	..... <b>法第69条第9項</b> .....16-3-51.....

(注)1 .....  
2 .....  
.....16-3-53の(4)により行うものとする。

(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)

16-3-55 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税の額につき法第69条第8項《外国税額の間接控除》の規定の適用(同条第9項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度後の事業年度又は法第81条の15第8項《連結事業年度における外国税額の間接控除》の規定の適用(同条第9項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた連結事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、.....

(注) .....令第150条《外国法人税が減額された場合の特例》の規定の.....

(外国孫会社の外国法人税が減額された場合の換算)

16-3-56 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国子会社に係る内国法人が法第69条第11項《外国孫会社に係る外国税額の間接控除》の規定の適用(同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度において当該外国孫会社の外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第150条の3第7項《外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定により読み替えて適用される令第150条の2《外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例》の規定の適用があるときにおける減額後の外国孫会社に係る外国法人税の額については、16-3-54の本文の取扱いを準用する。

(注) 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外

(注)1 .....  
2 .....  
.....16-3-48の(4)により行うものとする。

(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)

16-3-50 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税の額につき法第69条第7項《外国税額の間接控除》の規定の適用を受けた事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、.....

(注) .....令第150条の規定の.....

(外国孫会社の外国法人税が減額された場合の換算)

16-3-51 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国子会社に係る内国法人が法第69条第9項《外国孫会社に係る外国税額の間接控除》の規定の適用を受けた事業年度において当該外国孫会社の外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第150条の3第7項《外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定により読み替えて適用される令第150条の2の規定があるときにおける減額後の外国孫会社に係る外国法人税の額については、16-3-49の本文の取扱いを準用する。

(注) 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外

改 正 後	改 正 前
<p>国法人税（外国孫会社に係る外国法人税を含む。）の額につき法第69条第11項の規定の適用（同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。）を受けた事業年度後の事業年度又は法第81条の15第11項《連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除》の規定の適用（同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。）を受けた連結事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 150条の 3 第 7 項の規定により読み替えて適用される令第 150条の 2 の規定の適用がある場合には、同条第 1 項の規定による減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算及び円換算は、<u>16-3-55</u>により行うものとする。</p> <p>（国外所得金額等の計算の明細書の添付）  <u>16-3-57</u> .....</p> <p>（外国法人税を課されたことを証する書類）  <u>16-3-58</u> 規則第29条の3第8号及び第10号《外国税額控除を受けるための書類》の「税を課されたことを証する……その納付を証する書類」には、……  .....</p>	<p>国法人税（外国孫会社に係る外国法人税を含む。）の額につき法第69条第9項の規定の適用を受けた事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 150条の 3 第 7 項の規定により読み替えて適用される令第 150条の 2 の規定の適用がある場合には、同条第 1 項の規定による減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算及び円換算は、<u>16-3-50</u>により行うものとする。</p> <p>（国外所得金額等の計算の明細書の添付）  <u>16-3-52</u> .....</p> <p>（外国法人税を課されたことを証する書類）  <u>16-3-53</u> 規則第29条の3第7号及び第9号《外国税額控除を受けるための書類》の「税を課されたことを証する……その税に係る書類」には、……  .....</p>